



マハラジャ六本木における 新型コロナウイルス感染症防止 対策ガイドライン

マハラジャ六本木は、一般社団法人ナイトクラブエンターテイメント協会による「特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則った対策を実施して参ります。

店舗実施事項

●店内は常時、換気・除菌・ウイルス駆除を行います

- ・専門業者による除菌クリーニングを定期的実施
- ・店内各所に空気清浄機の設置
- ・換気システムや扉の開放による換気
- ・送風機(サーキュレーター)による空気循環
- ・接触感染リスクが高い箇所の重点的なアルコール消毒
(エレベーターボタン/ドアノブ/フロント/コインロッカー/BAR カウンター/
テーブル/椅子/メニュー表/自動販売機ボタン/手洗い蛇口/マイク/トイレ内)
- ・店内複数個所にアルコール消毒液の設置
- ・接客を伴う箇所にはクリアカーテンやパーテーションを設置し、飛沫感染を防止

●密になる空間を防ぎます

- ・店内が過密状態にならないよう入場者数の制限を行う

- ・ソーシャルディスタンスマークの設置、客席数を減らす等対人距離(最低 1m以上)の確保を徹底する
- ・お客様に対し、対人距離を確保すること、マスクを装着すること、過度な大きさや頻度の声出しや身体接触(ハイタッチ等)の禁止を促す
- ・他グループとの相席は禁止とし、グループ間の安全を確保するため間隔を空ける
- ・対面となる客席にはテーブル上に区切りのパーテーションを設置する
- ・喫煙ブースは、定員一名の利用とする(加熱式タバコを含む)

●店舗での感染予防の取り組み

【入場時】

- ・入場者全員に検温を実施する(37.5℃以上は入場不可)
- ・入場者は必ず手指消毒を行ってから入店いただく
- ・入場者は必ずマスクを着用とする
- ・入場者全員の厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」の利用(又は顔写真付身分証明書による ID チェックと連絡先の記入)と、体調チェックを行う
- ・検温、ID チェックを行うスタッフは手袋、マスク等を着用する
- ・IDチェックの際はお客様の身分証を従業員が手で触れないように行う
- ・入場待ちの列は間隔を確保する。なお、間隔確保の目安となる表示を実施する
- ・必要に応じて入場者数を制限する
- ・過去 14 日以内に発熱や風邪等の症状があった方は入場をお断りする
- ・過去 14 日以内に海外渡航歴のある方は入場をお断りする
- ・身内や身近な接触者が上記に当てはまる場合は入場をお断りする
- ・お会計はクレジットや電子マネー等のキャッシュレスを推奨し、ドリンクチケットや金銭の授受にはマネートレーを使用する

【飲食物の提供に関して】

- ・グラスやマドラー類等は、使い捨て出来るプラスチック製品を使用する
- ・ドリンクメニューはテーブルに置かず、常時消毒済みのものを使用いただく
- ・お客様に対し、ドリンクの回し飲みやおしぼりの共用は避けるよう注意喚起を行う
- ・ガラス製のグラス(シャンパングラスやワイングラス等)は、熱による殺菌消毒を徹底して行う

【ダンスフロア・客席】

- ・所要の入場制限を行うほか、対人距離(最低 1m)を確保する
- ・利用客の入替り時にはテーブル及び椅子をアルコール消毒する
- ・おしぼりやペーパーナプキンは常設せず、要望に応じて提供する
- ・発声に伴う飛沫の過度な拡散を制御できるよう、店内の音量を必要最小限にする
- ・従業員がお客様と接する際は、対面では無く隣に立ち接客をする
- ・従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意する
- ・貸出用のボールペン等は使用後に消毒を行い、消毒済みのものを使用いただく

【トイレ】

- ・ご利用後は便器のフタを閉めてから流すよう表示する
- ・ハンドドライヤーの使用は中止する
- ・共用タオルを使用しない(従業員用トイレを含む)
- ・トイレ内ゴミ入れが満杯にならない様に注意する

【清掃に関して】

- ・従業員はアルコール消毒液を常備し、接触感染リスクの高い場所は常に消毒を行う
- ・清掃(営業中の消毒を含む)を行う従業員はマスクや手袋等の着用を行い、清掃作業後は徹底した手洗いを実施する。特にゴミの処分を行う際は注意する

【営業時間外に関して】

- ・営業時間外(音響未使用時)には防犯上可能な限りの換気を行う

【従業員の体調等に関して】

- ・従業員の毎日の体調管理の徹底
(出勤前の検温・37.5℃以上の発熱等の風邪の症状が見られる場合は出勤停止とする)
- ・過去 14 日以内に発熱や風邪等の症状があった場合は出勤停止とする
- ・身近に感染者または濃厚接触者と認定された人がいる場合は、その旨を会社に報告し出勤停止とする
- ・マスク・手袋等の着用を実施し、こまめな手洗い(手指消毒)とうがいをを行う

【事務所、従業員休憩所】

- ・休憩所は人数制限を実施し、交代で使用する
- ・休憩中は対面での会話を行わないようにする
- ・インカムや事務用品等は可能な限り共有を避け、使用後には必ず消毒を行う
- ・定期的な換気を行う

お客様に対しての要請事項

- 入場時の感染症予防対策の実施にご協力ください
- フロア内では他の方と一定の距離を保ってください
- 入口やバーカウンターでお並びの際は、間隔を空けてお並びください
- 喫煙ブースは1名様ずつご利用ください(加熱式タバコを含む)
- トイレ使用後は手指の消毒、便器のフタを閉じて流すようご協力ください
- ドリンクの回し飲み、おしぼり・食器の共用は避けてください
- お会計はキャッシュレスのご利用を推奨いたします
- 厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」の利用を推奨いたします

何卒ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます